

4 集落の集落協定を認定

中山間地域等直接支払制度（新対策）

平成12年度から16年度までの5年間にわたって実施された中山間地域等直接支払制度は、本年度から新対策として5年間実施されることになりました。

小野町のような中山間地域は、洪水防止、緑豊かな風景の提供など、多面的な役割を果たしています。

しかし、不利な農業生産条件や高齢化、担い手の減少などにより耕作放棄地の増加が問題となっています。

中山間地域等直接支払制度は、農業生産活動を通して耕作放棄地の発生を防ぎ、多面的機能を確保するために、平地との生産経費の格差を集落及び関係者等に交付金として直接支払う制度です。

【集落協定の概要】

新対策になり、4集落が「集落協定」を締結し、継続して取り組みこととなりました。今後5年間、協定に基づき適正な活動を行った集落に対して、交付金が毎年交付されます。集落協定の概要は別表のとおりです。

【制度の概要】

●対象農地

農業振興地域内で1ヘクタール以上のまとまりのある農地で田が20分の1以上、畑が15度以上である急傾斜地

●交付の条件

集落において耕作放棄の防止や多面的機能の増進を目的とした「集落協定」を策定し、協定に基づき適正な管理や活動を行うこと。

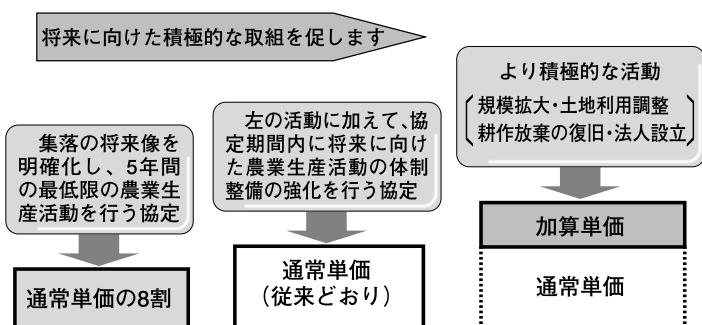
●交付される金額

交付単価については活動内容によって二種類となります。

・通常単価 田2万1千円

・8割単価 田1万6千8百円

新しい制度では、将来に向けて農業生産活動を自立的・継続的に実施できる体制を整備することを目的としていることから、従来の活動内容だけでは通常単価の8割の交付となります。



●地域の主体的取り組みを一層活性化させるために、交付要件や事務手続きを見直しました。

(別表) 集落協定の概要

集落番号	集落名	代表者	協定参加者	団地番号	団地名	地目	対象農用地の状況		10a当たり交付単価
							面積(m ²)	主傾斜	
1	吉野辺滝	佐久間茂久	5人	1	滝	田	12,691	1/18	16,800円
2	浮金北ノ内	新田 鉄雄	6人	2	北ノ内	田	16,237	1/17	16,800円
3	浮金越野	宗像 道雄	7人	3	越野-1	田	17,180	1/15	21,000円
				4	越野-2	田	10,763	1/9	21,000円
				計	2団地		27,943		
4	塩庭畑ノ作	草野 孝男	4人	5	畑ノ作外	田	15,020	1/15	16,800円
計	4集落		22人	5団地			71,891		